

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年1月19日
- 2 開会年月日、時間 令和4年1月31日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
 - ・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
 - ・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
 - 議案 第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案 第30号 農用地利用集積計画の決定について
 - 報告 第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より1月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、4番平松幸明委員、7番小林広幸委員の両名にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：それでは、番号1について、1番小林委員より説明願います。

1番小林委員：この案件は、貸付人の父親に当たる方が借受人との間で、6、7年前から貸借を行っていましたが、このほど貸付人が相続をして、今回、農業委員会を通して賃借権を設定したいとの希望で申請されています。

申請地は、現状、すでに記載の借受人が耕作されていて、リンゴの秋映えを作っているらしいです。借受人は専業農家ですので、農機具はひと揃えあります。労働力は本人夫婦の2人で、十分足りているそうです。畑までの距離は車で10分程度です。

農地の位置や規模から見て、地域との調和要件は満たしていると思われれます。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は許可とします。

続いて、番号2について、10番浅岡委員より説明願います。

10番浅岡委員：地図の方は3ページになります。申請地は、信州中野インターチェンジに向かって手前の篠井川水門の少し戻った側道沿いにある畑です。

貸付人は、経営規模を今後どのようにしていこうか迷っていたところでした。借受人には申請地の隣に耕作地がありまして、今回、2人の間で話を進めていった結果、借受人がやろうということになりました。

借受人は押羽地区では親子で規模拡大と同時に作業効率を考えて農地の並び替えをしたりしていて、意欲的な農家さんです。農機具は、軽トラック、SS、草刈機、その他一式揃ってまして、労働力は本人と父親、母親の3名が中心になっています。势力的に果樹を中心に農業経営をしています。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2は許可とします。

続いて、番号3および番号4について、関連していますので一括して私より説明致します。

議長：申請地は大島地区で、地図は4ページになります。大島の縦通りのひとつ北の通

りで、火の見やぐらから北に入った所の農地になります。

お互いはこれまで畑の出入りの具合等から互いに耕作する場所を取り換えて耕作していた経緯があります。その後、番号3でいう譲渡人の方の家では、話を取り決めた父親が亡くなって、現在の所有者の方が土地の所有関係をはっきりさせたい、ということで、所有権を互いに移して、今まで耕作していた状況に所有権が一致するようにしたい、というものです。

両方とも果樹園ということで、これまでやってきたとおり管理は行えていると思います。片方の方は高齢ですけれども、両者ともに農機具は一式揃っていますし、これまでどおり耕作ができる、という状況です。説明は以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号3および番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号3および番号4は許可とします。

議長：次に、議案第30号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1および番号2について、関連していますので一括して1番小林委員より説明願います。

1番小林委員：地図は5ページになります。

貸付人の父親が、それぞれの借受人との間で番号1については10年以上、番号2については6年ほど前から、貸借の取り決めをして借受人が耕作を開始していますが、今回、農業委員会を通しての賃借権の設定を希望され、申請されています。

番号1の農地ではモモが栽培されていて、借受人も専業農家でいらっしゃるので農機具はひと通り揃っています。労働力は申請者夫婦の2名と、忙しい時に2名ほどパートを雇用しています。農地までの距離は5分程度です。地域との調和要件は満たしていると思われれます。

番号2の農地ではプラムが栽培されています。こちらの借受人も専業農家でいらっしゃるので、耕作に必要な農機具はひと通り揃っていて、労働力は申請者夫婦の2名と娘さん1名の3名です。農地までの距離は5分程度です。地域との調和要件は満たしていると思われれます。

よろしく申し上げます。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号1および番号2は決定としたいがよろしいでしょうか。異

議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 および番号 2 は決定とします。

続いて、番号 3 について、私より説明致します。

議長：貸付人は押羽の方、借受人は大島に法人を置く牧場をやっている方です。

地図は 6 ページで、場所は押羽の農地になります。借受人の方では経営規模の拡大を進めていまして、ここを借りて飼料用作物を作りたい、ということです。

借受人については以前の議案でも紹介をしていますが、牧場経営をしていまして、ジャージー牛 11 頭、黒毛和牛 5 頭等を飼育している関係で、飼料用トウモロコシを栽培したい、ということです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。

続いて、番号 4 について、私より説明致します。

議長：貸付人は押羽の方、借受人は大島の方です。申請地の場所は、地図の 7 ページにございます。計 5 筆あり、全体で 1,262 m²になります。

借受人については以前の議案でも紹介をしていますが、労力は本人と両親、雇用の方を入れて経営規模を拡大しながら果樹と野菜の栽培をされています。

申請地につきましても、一部に果樹があったかと思いますが、今後は野菜を栽培していく予定とのことです。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 4 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 は決定とします。

続いて、番号 5 について、2 番三田委員より説明願います。

2 番三田委員：この案件は、貸付人が町農地バンクに登録をしてあったもので、その仲介で話がまとまったものです。町から借受人に声かけがあり、了解していただいた、という経緯です。

借受人の労力ですが、小布施町内で田んぼを7町歩から耕作していきまして、労働力、農機具等々、状況に関しては問題ないと思います。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。

議長：次に、報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人は大島の方、借受人は長野市の方です。地図は1ページをご覧ください。該当地は、小布施橋を西へ渡って、クリーンピア千曲のすぐ東側にあります。

平成30年3月1日より賃貸借契約を結んでいましたが、借受人から小布施での経営規模を縮小されたいとの申入れがあり、合意解約をしたものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに押羽の方です。地図は6ページをご覧ください。該当地は、押羽の集落を上信越自動車道が見える方に出たところの、牛舎の近くにあります。

先代の方が平成23年7月1日より賃貸借契約を結んで以来、借受人の世帯で耕作し、記載の名義人において半年前の7月に更新をしてありました。

このたびは、該当地の東側で経営規模の拡大を図っている酪農家の方が借り受けて利用されたいとの話があり、借受人も労力が不足している状況であるため、酪農家の方から話を受けた貸付人からの申入れにより、合意解約をしたものです。

詳細については、先ほどの議案第30号番号3において、議長より説明があったとおりです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

続いて、番号3について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに羽場の方で、両者は親子の関係です。地図は7ページをご覧ください。該当地は、上下諏訪神社の少し北の所に位置しています。

農業者年金受給のため、平成2年6月20日より使用貸借契約を結んでありましたが、このたび、該当地については町内の担い手農家の方に貸し付けをするということで話がまとまったため、現在の貸借契約を合意解約したものです。

詳細については、先ほどの議案第30号番号4において、議長より説明があったとおりです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後2時25分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年1月31日

小布施町農業委員会会長

島津 忠昭

議事録署名委員

平松 幸明

議事録署名委員

小林 広幸

